

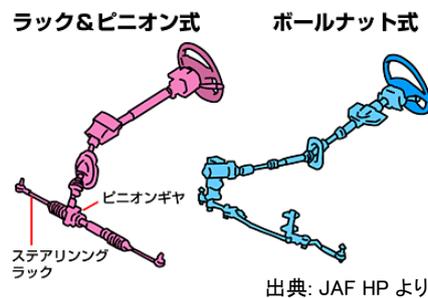
## 「6-4. かじ取装置 (UN-R79 関係)」

### ● 適用範囲

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)

### ● 改正概要

- 上記適用範囲の自動車のかじ取装置は、以下の要件に適合するものでなければならないこととします。
  - 定められた速度で、かじ取装置に異常な振動がなく、半径 50m のカーブを通過できること。
  - 定められた走行試験により、かじ取装置の操作に要する力を測定した際に一定の操作力以下であること。この際、正常な状態及び欠陥を生じた状態のそれぞれにおいて、規定を満たす必要があります。
  - 高度な運転支援を行うかじ取装置については、その機能に応じて自動命令型と補正型に分類し、それぞれの要件を規定します。
  - その他、かじ取装置の堅牢性、警告信号等についての技術的な要件。



かじ取装置の例

### ● 改正時期

平成 26 年 6 月(予定)

- 適用時期

(上段:新型車、下段:継続生産車)

自動車の種別	車両総重量	適用時期
専ら乗用の用に供する自動車(被牽引自動車を除く。)であって乗車定員 10 人未満のもの	-	平成 28 年 7 月 1 日 平成 30 年 7 月 1 日
専ら乗用の用に供する自動車(被牽引自動車を除く。)であって乗車定員 10 人以上のもの	5t 以下	平成 28 年 7 月 1 日 平成 30 年 7 月 1 日
	5t 超	平成 29 年 7 月 1 日 平成 31 年 7 月 1 日
貨物の運送の用に供する自動車(被牽引自動車を除く。)	12t 以下	平成 28 年 7 月 1 日 平成 30 年 7 月 1 日
	12t 超	平成 29 年 7 月 1 日 平成 31 年 7 月 1 日
被牽引自動車	-	平成 29 年 7 月 1 日 平成 31 年 7 月 1 日